

不動産投信発行者名
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
森ヒルズリート投資法人
代表者名
執行役員 鈴木 統一郎
(コード番号: 3234)

投資信託委託業者名
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
森ビル・インベストメントマネジメント株式会社
代表者名
代表取締役社長 森 寛
問合せ先
財務部長 中 村 修 次
TEL. 03-6406-9300(代表)

(訂正) 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

森ヒルズリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、第 2 回投資主総会の投資主総会参考書類の一部を訂正するとともに、併せて平成 19 年 9 月 13 日付で公表いたしました「規約変更及び役員選任に関するお知らせ」(以下「本開示」といいます。)の一部を下記のとおり訂正することになりましたので、お知らせ致します。

記

本開示の訂正箇所

本開示添付資料「第 2 回投資主総会招集ご通知」の投資主総会参考書類を下記の通り訂正いたします(訂正部分には、網掛けを付しております)。

なお、本開示における「第 2 回投資主総会招集ご通知」の訂正については、「第 2 回投資主総会招集ご通知」2 頁に記載のとおり、本投資法人のホームページ(<http://www.mori-hills-reit.co.jp/>)への掲載をもって代えさせていただきます。

I. 本開示添付資料「第 2 回投資主総会招集ご通知」8 頁第 21 条変更案中

(訂正後)

本投資法人は、投信法第 115 条の 6 第 7 項に基づき、任務を怠ったことによる役員の損害賠償責任について、法令の限度において、役員会の決議によって免除することができる。

(訂正前)

本投資法人は、投信法第 115 条の 6 第 7 項に基づき、任務を行なったことによる役員の損害賠償責任について、法令の限度において、役員会の決議によって免除することができる。

II. 本開示添付資料「第 2 回投資主総会招集ご通知」11 頁第 31 条第 2 項変更案中

(訂正後)

(6) 信託財産を主として第 1 号乃至第 5 号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする



HILLS REIT

金銭の信託の受益権

(訂正前)

(6) 信託財産を主として第1号乃至第5号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

Ⅲ. 本開示添付資料「第2回投資主総会招集ご通知」12頁第31条第3項現行規約中

(訂正後)

(1) 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含む。)第2条第6号に規定する特定出資(実質的に前項第1号から第5号に掲げる資産に投資することを目的とする場合に限る。)

(訂正前)

(1) 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含む。)第2条第6号に規定する特定出資(実質的に前項第1号から第5号に掲げる資産に投資することを目的とする場合に限る。)

Ⅳ. 本開示添付資料「第2回投資主総会招集ご通知」12頁第31条第3項変更案中

(訂正後)

(1) 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含む。)(以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に定める優先出資証券

(訂正前)

(1) 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含む。)(以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に定める優先出資証券

訂正の理由

誤記及び下線部の過誤の訂正のため

以上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.mori-hills-reit.co.jp/>